

裁判所見学ツアーのお知らせ

京都地方裁判所

裁判所での仕事に興味のある方を対象に、下記のとおり「裁判所見学ツアー」を開催します。裁判所職員の日頃の仕事の様子や職場の雰囲気を、ぜひ見学ツアーに参加して実感してみてください。

参加費用等は必要ありません。多数の参加をお待ちしています。

記

日時 平成26年

- 第1回 12月15日（月）午前9時から午後0時頃まで
- 第2回 12月15日（月）午後1時から午後4時頃まで
- 第3回 12月16日（火）午前9時から午後0時頃まで
- 第4回 12月16日（火）午後1時から午後4時頃まで
- 第5回 12月17日（水）午前9時から午後0時頃まで
- 第6回 12月17日（水）午後1時から午後4時頃まで

場所

京都地方裁判所

所在地 京都市中京区菊屋町(丸太町通柳馬場東入)

【当日、車での来庁は御遠慮ください。】

内容

1 ガイダンス

ツアーのはじめに裁判所の組織や仕事内容について、簡単なガイダンスを行います。「裁判所は初めて」という方にも、安心して職場クルーズや個別セミナーに参加していただくことができます。

2 職場クルーズ

職員が実際に働いている現場に案内して、裁判手続がどのように進められ、その中で職員がどのような仕事をしているのかを紹介します。

職員の仕事ぶりや日頃の裁判所の雰囲気を感じてみてください。



裁判所職員が職場を直接御案内します。



裁判員裁判用法廷の見学もできます。

3 個別セミナー

様々な経歴の職員が自らの体験談等も交えて、皆さんの疑問にお答えします。

「書記官の仕事ってどんな仕事？」

「裁判所の組織ってどうなっているの？」

「自分が職員になったら、どんな仕事をするんだろう？」

「出産後の育児と仕事の両立はどんな感じ？」・・・等々



個別セミナーは少人数のブース制で行いますので、皆さん一人一人の御質問にじっくりとお答えします。どのような疑問でもお気軽にお尋ねください。

☆裁判官に質問してみませんか？



「裁判官ってどんな人なんだろう？」「裁判官と書記官・事務官との仕事上のつながりは？」と思っている方も多いと思います。日頃接することのない裁判官が皆さんからのご質問にお答えします。この機会にお気軽にお尋ねください。

参加資格

昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた、裁判所での仕事に関心のある方で、「過去に京都地方裁判所の見学ツアーに参加したことがない方」

定員

各回40人

受付期間

平成26年10月20日（月）から11月21日（金）まで
（11月21日消印有効）

申込方法

申込書及び返信用長3型（タテ235mm×ヨコ120mm）封筒に住所、氏名を記載し、82円切手を貼付したものを同封の上、申込先まで郵送により応募してください。
申込をされた方には案内文書を送付します。
申込書には必要事項を必ず記入してください。

申込先及び裁判所見学ツアーに関する問い合わせ

〒604-8550 京都市中京区菊屋町

京都地方裁判所事務局人事課任用係「裁判所見学ツアー受付」宛
（直通電話 075-257-9139 平日午前9時から午後5時まで）

注意事項

申込者が240人を超えた場合、各回の定員又は各コースの定員を超えた場合等は優先順位の抽選及び日程、コース等の調整を行いますのであらかじめ御了承ください。